明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るための計画の変更を認定した件（内閣府一五九四～一五九八）　一

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（総務一九六）　二

○日本国に帰化を許可する件（法務二九四）　三

○円借款の供与に関する日本国政府とカメルーン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二〇六）　三

○インドネシア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二〇七）　四

○保安林の指定をする件（農林水産九四二～九四六）　四

○保安林の指定を解除する件（同九四七、九四八）　五

○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（国土交通六一七、六一八）　五

○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一一二～一一八）　六

○道路に関する件（東北地方整備局一六六）　六

○道路に関する件（関東地方整備局二〇四）　六

○道路に関する件（九州地方整備局一三〇）　七

〔国会事項〕　七

〔叙位・叙勲〕　八

〔褒賞〕　九

〔皇室事項〕　九

〔官庁報告〕

官庁事項

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更の公表について（農林水産省）　九

〔公告〕

諸事項

官庁

財団、有権者申出方、司法書士懲戒処分、司法書士法人懲戒処分、金融商品取引業者営業保証金取戻し関係　二

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、会社更生、再生関係　二

地方公共団体

教育職員免許状失効関係　三〇

会社その他

告示

○内閣府告示第千五百九十四号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第五百二十五号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十九年五月二十二日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　区域計画の作成主体　東京圏国家戦略特別区域会議

二　国家戦略特別区域の名称　東京圏　国家戦略特別区域

三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業並びに国家戦略特別区域法第十条第一項第一号の特定事業

国家戦略民間都市再生事業、国家戦略都市計画建築物等整備事業、国家戦略道路占用事業、保険外併用療養に関する特例関連事業、国家戦略特別区域高度医療提供事業、二国間協定に基づく外国医師の業務解禁関連事業、公証人役場外定款認証事業、国家戦略特別区域限定保育士事業、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業、都市公園占用保育所等施設設置事業、医師の養成に係る大学設置事業、国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業、特定非営利活動法人設立促進事業、国家戦略特別区域汚染土壌搬出時認定調査事業、地域農畜産物利用促進事業、国家戦略住宅整備事業、国家戦略特区支援利子補給金の支給事業、臨床試験専用病床整備事業、特定実験試験局制度に関する特例事業及び国家戦略特別区域診療用粒子線照射装置海外輸出促進事業

○内閣府告示第千五百九十五号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定及び同法附則第三条の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第五百二十六号をもって公示した同法第八条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十九年五月二十二日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三